



AGAROOT  
ACADEMY

令和 2 年度問題 I

# 令和 2 年度 商標 問題 I



## (1) 発生要件：13条の 2 第 1 項

- 「商標登録出願人」
- 「商標登録出願をした後に当該出願に係る内容を記載した書面を提示して警告」
- 「警告後商標権の設定の登録前に当該出願に係る指定商品又は指定役務について当該出願に係る商標の使用をした」
- 「当該使用により生じた業務上の損失」

## (2) 効力・行使時期

- 「業務上の損失」相当額の金銭の支払を請求可能
- 行使時期は、商標権の設定登録後（13の 2 II）

## (3) 消滅→主に13条の2第4項・同5項

- 通常の消滅原因
  - 弁済（民法473）
- 商標権の設定登録がされない場合（13の2Ⅳ）
  - 出願の放棄・取下げ・却下
  - 拒絶査定・審決の確定
- 商標権が初めから遡及消滅する場合（13の2Ⅳ）
  - 取消決定・無効審決の確定
- 時効消滅（13の2Ⅴ・民724）
  - 当該商標登録出願に係る商標の使用の事実及びその使用をした者を知ったときから3年（商標権の設定登録前に知った時は、設定登録時から3年）経過
  - 当該出願商標の使用の時から20年が経過